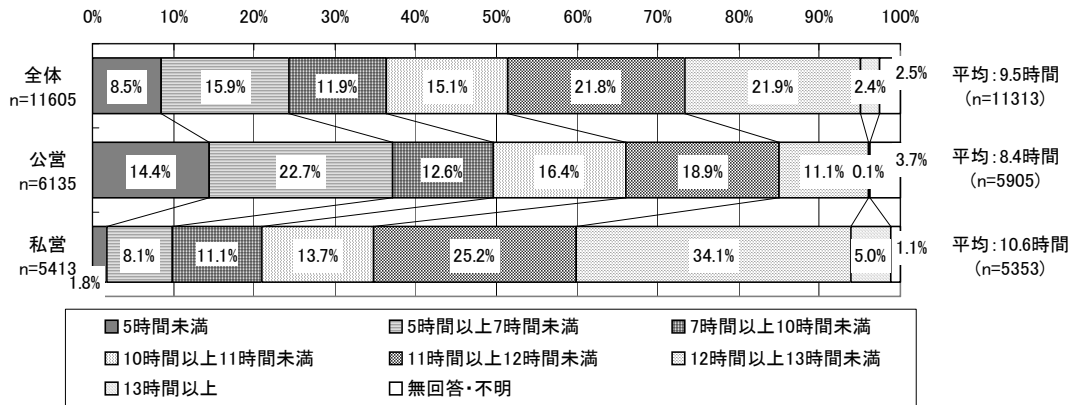


**(4) 97.0%が土曜日に開所**

- ⇒ 現行より土曜日、日曜日開所のニーズに対応するには、受入児童数及び平日の体制との関連において、その人員体制のあり方と整備を拡充させる必要がある。
- ⇒ 保護者が休日である時などに、子どもを保育所へ預ける際の条件・理由等が明確でないことによる課題も現実ではみられ、保育のあり方に関する標準的な運用基準が必要になってきている。

図表 5 運営主体別 開所時間数（土曜日）：数値回答



**(5) 保育現場に配慮を必要とする子どもが増えている**

- ⇒ 障害児支援の拡充が必要とされ、保育所の役割も重要視されている。配慮が必要な子どもの保育を行うための知識や技術を有した保育士等の配置、専門的な支援体制が必要である。
- ⇒ 障害児の受入について、障害の状態や課題等に応じて個別的な対応を行えるよう保育士等の配置、入所要件・運営費の見直し、一時預かり等の条件の見直しが必要である。
- ⇒ 子どもの育ちの保障という視点から、障害のある子どもの保護者が就労していなくても、その養育や課題に応じて保育所、子育て支援センター等の利用を可能とするための基準・条件を整理すべきである。
- ⇒ 公的な医療機関等の相談・支援体制のもとに、障害児の保育、保護者に対する相談支援が行えるよう地域での専門的な協働体制を整備する必要がある。

図表 6 障害児保育の対象児童がいる施設：数値回答 n=11605

|                               | か所数      | 割合    |
|-------------------------------|----------|-------|
| 障害者手帳を持つ子どもがいる施設              | 4,875 施設 | 42.0% |
| 判定を受けていないが、施設が必要と判断した子どもがいる施設 | 4,163 施設 | 35.8% |
| 対象とまでは言えないが、判断が難しい子どもがいる施設    | 2,897 施設 | 24.9% |